

# 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援をします

## ■多面的機能支払交付金（国事業）

- ・多面的機能を支える共同活動を支援
- ・地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援



### 1. 支援の対象となる組織

#### (1) 活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

#### (2) 広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

### 2. 対象活動

#### (1) 農地維持支払交付金

地域資源の基礎的な保全活動、地域資源の適切な保全管理のための推進活動

#### (2) 資源向上支払交付金（共同）

施設の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動

#### (3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動

### 3. 対象となる農用地

#### (1) 農振農用地区域内の農用地

#### (2) 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ (2) については、お問い合わせください。

### 4. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※ <sup>8</sup>	②資源向上支払 (共同※ <sup>1,2,3</sup> )	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※ <sup>4,5,6</sup> )	①、②及び③に取り組む 場合※ <sup>7</sup>
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※ <sup>9</sup>	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※上記は、交付金の上限単価です。活動状況により単価変動があります。

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので、新規の方は令和7年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。